資料　1

○ 加茂市自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場とするとともに、障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更並びに障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議、調整等を行う。

(1) 相談支援事業の運営評価に関すること。

(2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(5) 障害者計画及び障害福祉計画の評価及び見直しに関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項。

（組織）

第３条　協議会は、別表第１に掲げる行政機関若しくは法人又は団体等をもって構成する。

２　協議会には作業部会を置き、実務担当者及びその他の必要な関係者でこれを構成する。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長各を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3　会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
4　作業部会は協議会に付すべき事項等について検討を行うために適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行者は参集者から互選する。

（守秘義務）
第７条　協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第８条　協議会の事務局は、加茂市福祉事務所内に置き、協議会の庶務を処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
（施行期日）
1　この要綱は、令和３年２月１日から施行する。
（召集の特例）
2　この要綱の施行の日以降、最初に開催する会議は、第６条の規定に関わらず、加茂市長が招集する。

別表１

| 委員区分 | 団体もしくは事業者 |
| --- | --- |
| 障害福祉サービス事業者等 | 障害者支援施設・障害福祉サービス事業者 |
| 障害福祉関係団体 | |
| 保健・福祉関係者 | 三条地域振興局　健康福祉環境部 |
| 教育・雇用関係機関 | 加茂商工会議所 |
| 民生委員 | 加茂市民生員・児童委員協議会 |
| 医療関係者・学識経験者・有識者 | |